

令和7年第1回仁淀川町議会臨時会付議事件

(付議事件)

1. 報告第1号 専決処分の報告について（物損事故に係る和解について）
2. 議案第1号 仁淀川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
3. 議案第2号 単純な労務に雇用される職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
4. 議案第3号 仁淀川町安居溪谷森林総合利用施設の指定管理者の指定について
5. 議案第4号 令和6年度仁淀川町一般会計補正予算（第6号）について
6. 議案第5号 令和6年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算（第2号）について

令和7年第1回仁淀川町議会臨時会会議録（第1号）

令和7年1月29日（水曜日）

10時00分開会

10時26分閉会

出席議員（9名）

1番 議員	岡田良成	2番 議員	藤堂賢太郎
3番 〃	藤原大	4番 〃	藤崎源彦
5番 〃	大野直孝	6番 〃	片岡智準
8番 〃	若藤敏久	9番 〃	野村安夫
10番 〃	大野弘		

欠席議員（1名）

7番 議員 竹本文直

説明のため出席した者

町長	古味実	副町長	竹本雅浩
教育長	黒川一彦	総務課長	大石浩平
企画振興課長	荒木紀和	農林課長	田代秀喜
町民課長	井上竜一	医療保険課長	西森秀成
健康福祉課長	日浦けさお	建設課長	神岡孝司
会計管理者兼出納室長	福原和美	教育次長	片岡信博
仁淀総合支所長兼仁淀地域課長	片岡龍也	池川総合支所長兼池川地域課長	井上健一

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 日浦嘉平 書記 田村沙織

午前10時00分 開会

○議長 おはようございます。

ご報告申し上げます。議席番号7番、竹本文直君から欠席届が出ております。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回仁淀川町議会臨時会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程はお手元に配付のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、若藤敏久君、9番、野村安夫君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日とすることにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定をいたしました。

ここで招集者の挨拶を求めます。古味町長。

○町長 おはようございます。本日は、臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

1月13日午後9時19分に発生した日向灘を震源とするマグニチュード6.9の地震を受け、気象庁は南海トラフ地震の評価検討会を開きましたが、特段の防災対応を取る必要はないとして、同日午後11時45分に調査を終了したと発表しました。また、国の地震調査委員会は、南海トラフ巨大地震の30年以内の発生確率をこれまでの「70%ないし80%」から「80%程度」に引き上げたと発表しました。町民の皆様には、いつ地震が発生しても対処できるように日頃からの備えや準備を心がけていただきたいと思います。本町といたしましても、住宅の耐震性の強化、家具等の転倒・落下防止対策、自主防災組織との連携など自助・共助への取組を進めるとともに、避難所の整備や備蓄物資の充実などを図っていきたいと考えております。

さて、今議会に提案しております議案等につきましては、専決処分の報告1件、条例改正2件、指定管理者の指定1件。これは昨年12月議会でも説明しております宝来荘の件で、

指定管理者の指定取消しの申出に伴うものであります。町民の皆様にはご心配とご迷惑をおかけしましたことに対し心からお詫び申し上げるとともに、信頼回復のためにコンプライアンスの徹底を図ってまいります。また、令和6年度一般会計及び特別会計補正予算2件を提案しております。提案理由につきましては副町長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。

それでは、議案の上程を行います。

日程第3、報告第1号、専決処分の報告について（物損事故に係る和解について）から、日程第8、議案第5号、令和6年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算（第2号）についてを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 議案等はお手元に配付のとおりです。ご確認をお願いいたします。

日程第9、提案理由の説明を求めます。竹本副町長。

○副町長 おはようございます。

それでは、今議会に提出しております議案等についてご説明申し上げます。

なお、議案書の朗読は省略させていただきますので、よろしく願いをいたします。

では、議案書1ページの報告1号から説明をいたします。

この報告第1号、物損事故に係る和解については、令和6年11月18日に森地区の町道梶屋敷東村線において、消防団仁淀分団の団員が消防車両で夜警中に倉庫の屋根に接触し、雨どい等を破損した事故の損害賠償金3万9,600円を支払う和解に関するもので、議会の委任による町長の専決処分事項の指定についての規定により、専決処分の報告をするものであります。

以上で報告についての説明は終わります。

続きまして、提出議案について順次ご説明申し上げます。

議案書2ページをお開きください。

議案第1号、仁淀川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、人事院勧告等を受け国家公務員の給与改定が行われることに伴い給与制度改正の措置を講じるため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は公布の日からとしておりますが、一部の規定は附則に定める日からとなっております。

なお、改正給料表は令和6年4月1日から適用されます。

次に、議案書47ページをお開きください。

議案第2号、単純な労務に雇用される職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この議案も、人事院勧告等を受け国家公務員の給与改定が行われることに伴い給与制度改正の措置を講じるため、本条例の一部を改正するものであります。

施行日は令和7年4月1日からとしております。

次に、議案書49ページをお開きください。

議案第3号、仁淀川町安居溪谷森林総合利用施設の指定管理者の指定について説明いたします。

この議案は、当施設の指定管理者の指定の取消しに伴い、1月24日の仁淀川町公の施設管理者選定審議会の審議を経て、「株式会社KARU.」を仁淀川町安居溪谷森林総合利用施設の指定管理者とするものであります。

なお、指定期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間となっております。

次に、議案書50ページをお開きください。

議案第4号、令和6年度仁淀川町一般会計補正予算（第6号）について説明いたします。

別添の令和6年度一般会計補正予算書（第6号）をご覧ください。

まず、予算書7ページから8ページの歳入について説明いたします。

7ページの10款地方交付税は、財源調整による普通交付税4,891万円の補正でございます。

8ページの14款国庫支出金は、2項国庫補助金として物価高騰に対する非課税世帯への給付金の支給に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,341万円の補正でございます。

続きまして、予算書9ページから23ページの歳出について説明をいたします。

まず、歳出全般におきまして、1節の報酬、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費については、人事院勧告に伴う給与等の見直しを行うものでありますので、それぞれの費目での説明は省略をさせていただきます。

9ページから11ページの1款議会費及び2款総務費は、全て人件費調整の補正でございます。

12ページから13ページの3款民生費のうち、1項社会福祉費は、非課税世帯等臨時特別給付金に係る経費として、消耗品など需用費37万1,000円、通信運搬費など役務費53万9,000円、給付に係るシステム導入費として委託費250万円、特別給付金4,000万円の補正。その他は人件費調整の補正でございます。

2項児童福祉費は、全て人件費調整の補正となっております。

14ページの4款衛生費は、人件費調整及び直診会計の補正に伴う繰入金79万円の補正でございます。

15ページから22ページまでの5款農林水産業費、7款土木費、8款消防費、9款教育費、10款災害復旧費は、全て人件費調整の補正でございます。

23ページの12款諸費は、減債基金に2,139万7,000円を積み立てる補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は9,232万円で、補正後の合計は76億4,474万9,000円となっております。

次に、議案書に戻っていただいて、51ページをお開きください。51ページでございます。議案第5号、令和6年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

別添の令和6年度国民健康保険直診勘定特別会計補正予算書（第2号）をご覧ください。

歳入歳出の詳細は、6ページから7ページをご参照ください。

この補正は、人事院勧告に伴う給与の改定によるもので、6ページの歳入は財源調整として一般会計繰入金79万円の補正でございます。

7ページの歳出は、1款総務費の1項一般診療施設管理費、2項歯科診療施設管理費とも人件費調整のための合計79万円の補正でございます。

以上の結果、歳入歳出の補正額は79万円で、補正後の合計は4億1,381万8,000円となっております。

以上で私からの提出議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長 以上で提案理由の説明を終わります。

それでは、これより議案の審議を行います。

日程第10、質疑を行います。

報告第1号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第1号の質疑を終結します。

議案第1号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第1号の質疑を終結します。

議案第2号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。大野直孝君。

○5番 議案第2号、単純な労務に雇用される職員の給与に関する条例の一部を……。

○議長 ちょっと、マイクへ近づいて、発言をしっかりとしてください。

○5番 単純な労務に雇用される職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、これは人事院勧告によるということで、令和7年4月1日から実施ということになっておりますが、職員の場合は令和6年4月1日と聞いたんですが、これは遡らんわけですか。単純な労務に雇用される職員は遡らないのかどうかということ、ちょっと、副町長。

○議長 大石総務課長。

○大石総務課長 ご質問にお答えいたします。

この条例改正につきましては、扶養手当の改正に係るものでございます。一般職の場合につきましても、扶養手当につきましては令和7年4月1日から施行ということでございますので、扶養手当につきましては一般職でも遡及はございません。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第2号の質疑を終結します。

議案第3号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。野村安夫君。

○9番 この会社、「KARU.」の内容を詳しく説明してください。全然内容を知らないので、会社の内容。

○議長 執行部、答弁。井上池川総合支所長。

○井上池川総合支所長兼池川地域課長 野村議員のご質問にお答えさせていただきます。

「KARU.」の内容と申しますと、「株式会社KARU.」ですけれども、池川のほうで、すみません、何年前かは分からないんですが、ちょっと記憶してないんですが、数年

前から池川のほうで焼肉屋さんをやっている会社になります。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。藤原大君。

○3番 前指定管理者について質問します。3月31日付で指定取消しという話でしたが、飲酒運転した日に遡って、その日から取消しにすべきではないですか。取消しした場合は指定管理料の返還も求めているかどうかと思います。

○議長 執行部、答弁。井上池川総合支所長。

○井上池川総合支所長兼池川地域課長 藤原議員のご質問にお答えいたします。

確かに、代表取締役の飲酒運転による交通事故ということで、社会的に責任も大きいというふうには思います。ただ、あの時点では、情報といたしまして、臨時株主総会を開催し、その当時の代表取締役の辞任などの協議も行うといったような話も入っておりました。また、安居溪谷株式会社として改善策なども立て、徹底していきたいという話もございましたので、臨時株主総会を待った後、取消しに対する協議をさせていただいたというところでございます。

それで、その協議の中で、今後の改善策、ガバナンスの見直しを徹底していくといったような方向性も示していただいたことから、取消しの猶予期間なども町としては設けて、先ほどご説明させていただいたとおりなんですが、次期指定管理者の公募の期間なども必要です。そういったようなところがございまして、町といたしましては、3月31日で指定を取り消すというふうに決定したところでございます。

以上です。

○議長 ほかに。若藤敏久君。

○8番 本来だったら、今、藤原議員が言われたようにするのが当然だと私も思います。やっぱり飲酒じゃというようなことはあるまじき行為やけん、それをやったということになったら、やっぱりそれは。だから、今後において、こういった場合、また次の「KARU」もそうなんですけど、契約するときには、そういったようなこと、厳しいことを初めに言うておいて、あるいは契約書なり何なり、それを踏まえて、そういうようなことがあったらこうしますよということでやっておいたら今のようなことも関係ないと思いますので、そういうふうによろしく願いいたします。

審議委員さんがこういうふうにしたらそういうふうな決定を覆すものではありませんけど、これは賛成せにゃいけませんけど、ただ、交通三悪、それと暴力事件、こう

いったことだけは絶対に犯さないということをごくぐれもこの「KARU.」へ向いて言うておいてください。そうせんと今後の示しがつきませんので。そういったことで、今、一応意見としてそういうふうに関指定管理者に申しつけるようにお願いをいたします。以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第3号の質疑を終結します。

議案第4号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第4号の質疑を終結します。

議案第5号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第5号の質疑を終結します。

日程第11、これより討論・採決を行います。

報告第1号については、自治法第180条の規定により、報告のみといたします。

議案第1号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第1号、仁淀川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第2号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第2号、単純な労務に雇用される職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第3号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第3号、仁淀川町安居溪谷森林総合利用施設の指定管理者の指定については原案どおり可決されました。

議案第4号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第4号、令和6年度仁淀川町一般会計補正予算(第6号)は原案どおり可決されました。

議案第5号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。よって、議案第5号、令和6年度仁淀川町国民健康保険直診勘定特別会計補正予算(第2号)は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時25分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で日程は全て終了しました。

これで令和7年第1回仁淀川町議会臨時会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さまでした。

午前10時26分 閉会



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員